

# 東日本大震災からの復旧・復興の取組に関する中間的な 検証結果のまとめ（第一次報告書）の概要

平成23年12月

## 1 検証の概要

文部科学省は、東日本大震災から半年以上が経過した時点で、復旧・復興に関する取組の課題、教訓等を整理し、今後の危機管理等の取組に活用するため、中間的検証を実施。（最終的な検証結果は、復旧・復興に一定の目処が立った段階でとりまとめる。）

このため、城井政務官の下に省内の検証チームを設置し、文部科学省の取組を次の7つの項目に分けて、各部局に自己検証を促すとともに、全職員から意見募集を実施。

- |                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| 1. 緊急時対応体制         | 5. 科学技術分野の支援    |
| 2. 被災地・被災者への緊急支援   | 6. 文化・スポーツ分野の支援 |
| 3. 学校における教育活動等への支援 | 7. 原子力災害への対応    |
| 4. 教育施設の復旧・復興への支援  |                 |

### （検証結果の全体概要について）

- 「取組の概要」、「課題」、「教訓」を整理・検証し、全体で「132」の教訓を導出。
- 1については、地震・津波災害と原子力災害に応じ、省内に非常災害対策本部と原子力災害対策支援本部の2つの本部を併置して、省一丸となって緊急時の対応体制の整備に柔軟に取り組む一方、適切な情報の入手などが困難な中での対応。
- 2～6については、個々の課題はあるものの、その時点で考え得る最大限の対応を行い、今回得られた教訓を今後活かしていく必要。
- 7については、求められるニーズに対応して様々な取組を実施する一方、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDI）や学校の校舎・校庭等の利用判断における考え方などリスクコミュニケーションにおいて課題。

### （今回の検証と今後の取組について）

- ① どのような災害が起ころうとも、情報の収集と的確な意思決定と対策の実現の要諦は、まず1の「緊急時対応体制」の整備ととらえ、今回、深掘りして検証し、提言【次頁参照】。  
→ **早急に検討に着手し、年度内を目処に検討結果をとりまとめ予定**
- ② これに準じて更に深掘りして検証を行うべき課題として、次のものを特記。

- ・学校給食や学校の校舎・校庭等の利用判断における考え方など、学校における放射線への対応について
- ・SPEEDIの計算結果の活用、公表や環境放射線モニタリング情報の収集、分析、公表の在り方について
- ・原子力損害賠償制度とその運用について（※）
- ・教員の役割を含め、学校が避難所となった際の対応の在り方について

- **更に深掘り検証し、年度内を目処に中間的な検証結果をとりまとめ予定**  
(政府の「東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会」等で別途検証が進行中であり、その検証状況等に留意する必要)

※原子力損害賠償支援機構法（平成23年法律第94号）附則第6条第1項を踏まえ対応する予定

## 2 文部科学省の緊急時対応体制についての検証結果の概要

### (1) 主な課題と教訓

#### ①複合災害に対応した省内の体制

文部科学省の防災業務計画上、非常災害対策本部と原子力災害対策支援本部という2つの本部が設置された後、両本部が併置することを前提に、一体的に事態に対処する視点に欠けており、複合災害に対応した省内の体制などの課題。

##### 教訓

○複合災害に対応して2つの本部が併置することを想定し、文部科学省防災業務計画等において必要となる新たなルールの整備が必要

#### ②非常災害対策本部の体制

ハード・ソフト両面の対策全般にわたって政務三役や官邸等との連絡・調整や省全体としての迅速な意思決定など司令塔としての役割が強く求められる中、本部の事務担当部署の柔軟な設定、政務三役会議のかかわりなどについての整理が課題。

##### 教訓

○災害の規模など災害の状況に応じて非常災害対策本部の事務担当部署の柔軟な設定、政務三役会議のかかわりの明確化などについての整理が必要

#### ③原子力災害対策支援本部の体制

原子力災害対策支援本部は設置要領等で構成員が定められていたが、実際には別の職員も対応にあたり、その位置づけや相互の関係が不明確であるとともに、対応の長期化に伴い、必要な人員の確保が困難という課題。

##### 教訓

○災害の規模など災害の状況に応じて原子力災害対策支援本部の要員を柔軟に指定、各部局等から全省的に職員の応援派遣を行うルールを定めるなど、文部科学省防災業務計画等において必要となる新たなルールの整備が必要

#### ④緊急時の会議の設置形態

今回の災害に対応するため、非常災害対策本部のほか文教施設復興チーム、文化復興チーム等が設置されたが、審議内容とそれにふさわしいメンバー構成に齟齬があるもの、定期的な会議後の情報共有ですむものもあり、効率的かつ機動的な対応として課題。

##### 教訓

○チームや会議の趣旨・目的の明確化とそれに応じた機動的でメリハリのある運営の徹底が必要

#### ⑤文部科学省の職員の危機管理に関する意識

災害時等危機管理の対応について、省全体として防災や災害対応など危機管理に対する認識において課題。

##### 教訓

○危機管理に対する職員の意識の向上を図るため、職員向けの啓発活動の充実が必要

#### ⑥政府内の連絡調整の体制

##### (官邸への職員の派遣について)

官邸危機管理センターに文部科学省からも官邸リエゾンとして1日交替で職員を派遣したが、職員の業務適性の問題や事前説明・引き継ぎが十分になされず、連絡・調整に課題。

### **(官邸への幹部職員の派遣について)**

官邸危機管理センターに原子力災害への対応のため関係省庁から局長・審議官級の派遣が求められたが、担当局長は省内での対応のため代わりに、本来の職務とは関わりなく原子力分野に詳しい幹部職員が対応し、その時々職員個人に依存した対応体制に課題。

#### **教訓**

- 官邸リエゾンについては、業務遂行上のルールや留意点をまとめ、共有するとともに、適切な人選及び派遣にあたっての事前説明の徹底が必要
- 幹部職員の官邸への派遣については、担当局長等が対応できないことに備えたルールづくりの検討が必要

## **⑦地方との連絡調整の体制**

### **(非常時の情報収集・伝達について)**

災害発生後、連絡がとれない自治体等が発生し、迅速・正確な情報収集や伝達等に課題。

### **(被害状況の効率的な把握について)**

省内の各部局から様々な調査依頼がなされたため、被災自治体の負担に課題。

### **(政務三役及び幹部職員等による被災地の視察訪問について)**

政務三役及び幹部職員等による被災地の視察訪問は実情を踏まえた取組を進める上で重要であるが、できる限り負担の少ない運用に課題。

### **(被災地に派遣した現地リエゾンについて)**

被災3県(岩手県、宮城県、福島県)には県教育委員会に現地リエゾンとして職員が各1名派遣されたが、震災の混乱の中、動きにくい面もあったり、その存在が省内で十分に周知されておらず、一層の活用に課題。

### **(現地連絡対策室・現地対策本部に派遣した職員について)**

被災3県の政府の現地連絡対策室(岩手・福島県内)・現地対策本部(宮城県内)には文教施設企画部の職員を中心に派遣されたが、当該職員の担当分野以外の対応に苦慮したり、1週間交替での派遣のため、本音の情報収集に困難があったり、その存在が省内で十分に周知されていないなど、一層の活用に課題。

#### **教訓**

- 災害発生後、通常連絡ルートが使えない場合を想定した情報収集・伝達ルートや手段の確保が必要
- 被害情報の収集様式データを統一化するなどが必要
- 政務三役や幹部職員等の視察訪問について、非常災害対策本部などで現地に過度の負担をかけないような調整が必要
- 現地リエゾンについて、派遣にあたっての事前説明や職員への一層の周知の徹底、情報の集約とサポートを行う省内の一元的な仕組みが必要
- 現地連絡対策室等に派遣した職員について、派遣にあたっての事前説明や職員への周知の一層の徹底、情報の集約とサポートを行う省内の一元的な仕組みが必要

## **⑧文部科学省の業務継続体制(計画)**

文部科学省防災業務計画には、文部科学省を含む首都圏が被災した場合、応急対応や被災時でも継続すべき通常業務が円滑に実施されるよう、別に定める業務継続計画によることとされているが、次のような課題。

- ・文部科学省が首都直下地震を被災したときに適用し、今回のような災害の場合については規定されていない
- ・非常災害対策本部と原子力災害対策支援本部という2つの本部が設置された後、両本部が併置することを前提に、一体的に事態に対処する視点が欠如
- ・文部科学省の業務継続計画についての職員の意識を向上させることが不十分

## 教訓

- 業務継続計画等において新たに必要となるルールの整備が必要
- 業務継続計画に関する職員の意識の向上や情報の共有を進めるため、職員向けの啓発活動の充実が必要

## (2) 提言

主な課題と教訓を踏まえた検証チームとしての「10」の提言は、次のとおり。

- ☆提言1：文部科学省防災業務計画、業務継続計画等の改定
- ☆提言2：原子力事故・災害時対応マニュアルの改定
- ☆提言3：被災地の情報の的確な把握
- ☆提言4：非常災害対策本部事務局等の適切な物理的配置
- ☆提言5：災害対応要員の連携強化
- ☆提言6：官邸派遣要員の適切な派遣
- ☆提言7：被災地派遣要員の適切な派遣
- ☆提言8：職員向け情報の適切な共有
- ☆提言9：チーム会合の適切な運営
- ☆提言10：被災地訪問視察にあたっての適切な配慮

## 3 東日本大震災からの復旧・復興に関する取組についての検証のまとめ

(教訓例)

- ・複合災害に対応した危機管理体制の見直しが必要。
- ・災害の状況に応じて非常災害対策本部の事務の中心を担うべき部署を柔軟に指定したり、震災への対応における政務三役会議のかかわりの明確化などの整理が必要。
- ・教員の役割を含め、学校が避難所になった際の対応の在り方について検討し、関係者の十分な認識共有を図ることが必要。
- ・災害発生時に避難所となることが多い公立学校施設の耐震化など、防災機能の強化が必要。
- ・モニタリングの実施は、複数の省庁にわたって行われるため、あらかじめモニタリングの調整機能を担う省庁を明確にしておくことが必要。
- ・放出源情報に基づく予測ができない制約下であっても、一定の仮定を設けて、SPEEDIにより放射性物質の拡散傾向を推測し、その試算結果を当初から公表することが必要。
- ・「福島県内の校庭・校舎等の利用判断における暫定的考え方」について、文部科学省ホームページ上に掲載したり、現地説明会を開催するなど様々な方法で説明に努めてきたが、引き続き正確かつ丁寧な説明に努めることが必要。
- ・「東日本大震災・子どもの学び支援ポータルサイト」の開設：官民協働の試みは迅速にサイトを構築する上で効果的。(民間によるシステムの提供など)